

2015年度 NO. 4 2015. 11. 30

目 次

1. 魚粉飼料高騰の余波（その4）

魚粉飼料が高騰している為、一部の魚アラが有価物及び一般廃棄物として田尻町中継施設に運ばれている事実を、これまでお伝えしてきた。大阪府所有の土地を使用する際、占用許可申請という手続きが必要だそう。 「占用」という語句を解説するとともに、行政文書公開によって明らかになった点を報告する。

2. 産廃安定型処分場不適正原状回復に大金が

産廃最終処分場への不法投棄については香川県豊島の例が顕著だが、そこまでひどくなくとも、近くの滋賀県栗東市で処分場に違反があることがわかった。住民側からの抗議があったにもかかわらず、県の対応は遅く、この会社は破産。結局、公金を、しかも大金を投じることになる。なぜ、同じようなことが繰り返されるのか？

3. 松山市の産廃埋め立て地の事例（その1）

松山市でも栗東市と同じような産廃処分場の事件があった。集中豪雨により、農業用水路に汚水が流れる事態が発生。栗東市とは違って、この会社は存続を続けている。産廃施設の許可を与えるには、廃棄物処理に詳しい技術職員による厳しい審査が必要なのではないか。

4. 「街づくり夢基金」助成事業の締めくくりは餃子の料理教室

2014年度「街づくり夢基金」の助成事業は、「大阪の食品残渣を活用した農畜産物材料利用の手作り餃子の試食会」を4回行って来たが、締めくくりとして、参加者を募集して料理教室を開催した。大阪ガスハグミュージアムでの、好評だった餃子の料理教室をレポートする。

5. 犬鳴豚でおなじみの川上さん、表彰される！

公益法人 中央畜産会から11月13日、川上さんが特別賞を受賞されました。エコフィード活用の実績です。

魚粉飼料高騰の余波（その4）

魚粉高騰の余波（その2）では近畿一円で収集された魚アラが、有価物及び一般廃棄物として大阪府の田尻町中継施設に運ばれ、大型トラックで搬出され境港市の魚アラ加工業者に持ち込んでいる現状を報告しました。

その後、当会調査によって田尻町施設が大阪府所有の土地にあり、田尻町漁業協同組合が大阪府に漁港施設占有許可申請書を提出し大阪府知事より許可を受けた施設であることが明らかになりました。

所 在	大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北		余白
① 地番	② 地目	③ 地 積㎡	2番から分筆（平成8年9月24日）
2番3号	雑種地	1276㎡	

1	所有権保存	平成8年3月4日 第3780号	所有者 大阪府順位1番の登記を参記
---	-------	-----------------	-------------------

（法務局資料）



田尻町りんくうポート北の写真
（平成27年11月15日撮影）

この場所は、関係者以外立ち入り禁止の看板が田尻町漁業協同組合名で設置されています。
工作物の水産倉庫及び水産倉庫2が設置されています。
写真は全て大阪府所有地となっています。

当会では、大阪府に対して行政文書の公開請求を平成27年9月9日及び9月25日の2回実施し、漁港施設占有許可についての現地調査及び漁港施設占有許可申請書や当該許可要件等についての検証を行いました。

田尻漁業協同組合は、平成25年に2回漁港施設占有許可申請を大阪府環境農林水産部水産課漁港整備グループへ提出しています。

大阪府申請案内では漁港施設内の占有の定義を「漁港区域内で公共の用に供されている土地に工作物を建設して独占排他的に継続して使用する行為（占有）とする場合」と記載されています。建築基準法では、第二条の一で 建築物「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（以下略）」とあり、申請案内にある工作物とは建築物より対象範囲が広く建築基準法の規制を受けないものを含んだ内容となっています。

行政文書の公開請求によって明らかになった事項。

○漁港施設占有許可申請書関係（上記写真施設のみ記載）

- ・申請者 田尻漁業協同組合代表理事組合長 西浦 栄一
- ・期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間
- ・期間 平成25年7月1日から平成28年3月31日の3年間
- ・目的 水産倉庫
- ・目的 水産倉庫2

○許可の条件（大阪府指令水第 1038 号、大阪府指令水第 1711 号）

- ・（許可物件） 第 2 条 許可を受けた者は、目的以外に使用してはならない。
- ・（転貸の禁止） 第 5 条 許可を受けた者は、許可を受けた漁港施設並びにこれに設置した工作物を第三者に転貸してはならない。



手前は水産倉庫 2 の冷凍冷蔵庫

水産倉庫は、平成 9 年 10 月 21 日に田尻漁業協同組合代表理事組合長名で水産加工場として建築確認されており、現在は、なんたけ株式会社が法人登記し、主に水産物の販売及び輸出入並びに代理商及び仲立業を営んでいる。

（水産加工場建築計画概要書は大阪府住宅まちづくり部より原本複写）

（平成 27 年 11 月 15 日撮影）



境港市より到着した大型車両



水産倉庫 2 の冷凍冷蔵庫内部

当会調査結果をもとに当該工作物は、上記許可の条件（第 2 条、第 5 条）の要件を満たしておらず、施設使用が適切に行われていないとの指摘を行いました。

田尻町施設へ搬入している運搬業者は、全大阪魚蛋白事業協同組合員の A 社・B 社・C 社の 3 社となっています。それぞれの収集場所は A 社（大阪中央卸売市場、本場・東部、北部市場）、B 社（奈良県中央卸売市場、奈良県内市町村のスーパー等、和歌山市のスーパー等）、C 社（兵庫県尼崎市等 3 市のスーパー等）で何れも違反施設へ搬入していることになります。

（杉本 照夫記）

産廃安定型処分場不適正の原状回復に大金が

私達の暮らしている地域に最終処分場が出来、そこが不正と約束違反を繰り返し、あげくに破産してしまったらどうしますか。それが、同じ近畿圏の滋賀県で実際に起こりました。

主な経緯は以下のとおりです。

R Dエンジニアリングは、昭和54年12月に、佐野正社長が個人事業として栗東市（当時は町）の小野地先の丘陵地に許可を取得し最終処分場を開始した。

（当時は届出制）昭和57年に安定型処分場の許可を得る。平成1年7月：社名をR Dエンジニアリング社に社名変更。最終処分場と焼却場の体制を取る。当初は、面積：約9,700㎡ 埋立容量：6万㎡ がれき類が中心であった。R Dエンジニアリング創業が出来た背景には、①佐野氏が当時の町長の甥であった ②小野地先の丘陵地は、当時の町長の所有地であったことが大きい。

いわゆる最終処分場は、廃棄物処理法により廃棄物の種類によって、管理型、遮断型、安定型に分けられていて、安定型は、埋立部を外部と仕切る遮水シートが無く、安定5品目である廃プラスチック類、類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類のみ処分できている。

そのため、この5品目のみを扱っていれば、何も問題は起こらなかったはずである。

小野地先の丘陵地は、たしかに人は住んでいなかったが山の奥深い場所ではなく、周りに人家や団地や会社、学校、農地が存立する場所であった。

焼却（中間処理）と埋立て（最終処理）については、いずれも法律による許可が必要で、業務に関する規制がある。その許可や監督権限は滋賀県にある。焼却は、当初は「野焼き」同然で、その後二基の焼却炉が導入されたが、煙、ばいじん、悪臭、騒音などで近隣住民が多く被害を受けていった。住民は、R D社に対して抗議をし、栗東町に訴え、滋賀県にも報告したが、いずれも門前払い同様の扱いで相手にされなかった。職員が処分場まで見にくることもあったが注意だけに終わり、実質的にはまったく改善されずR Dに対する処罰はなん

S. 54年4月	R D社が最終処分場埋立始（当時：届出）
H. 6～7年	ばいじん飛散の苦情が頻発
H. 10年5月	処分場埋立終了・・・約70万t
H. 11年10月	排水管から硫化水素検出
H. 13年12月	R D社に対する4項目の改善命令
H. 17年6月	全ての改善命令履行完了
H. 17年9月～	処分場掘削調査でドラム缶多数発見
H. 18年4月	県から、R D社にドラム缶等の撤去命令
H. 18年6月	R D社破産手続開始決定
H. 20年9月	R D社代表取締役を刑事告発；措置命令違反
H. 22年1月～	県、緊急対策含む3件の工事実施
H. 24年6月	特定支障除去等事業実施に環境大臣同意
H. 24年9月～ H. 25年3月	一次対策工事実施：特別措置法がH. 25年3月までなので、そこまでの工事を実施（2.4億円）
H. 25年3月～	特別措置法が10年延長となる
H. 25年3月	再度、特定支障除去等事業実施に環境大臣同意
H. 25年12月～ H. 33年3月	二次対策工事実施中：特別措置法が適用されたので、工事を実施中（70億円）



上空からの現場写真：周りに住宅多数

らされなかった。県の甘い対応が原因で火災が2回発生している。(平成7～8年)これは、当時の県の体制が整っておらず、実際、職員も少なかったことが主因である。それをよいことに、RDは周辺の土地を買収し、自然の樹木を伐採し、その規模が拡大するにつれて被害も増大していった。住民の生活環境は悪化し、さらに周辺の自然環境は汚染されていった。焼却とともに産廃物の埋立もはげしくなり、許可品目以外の有害物質が埋められていった。それも許可された場所を超えて広く、許可された深さを越えて深く埋立て、その下流域にある農業地が汚染されたために、昔から行ってきた田畑の耕作を放棄せざるを得なくなるところも出たと言われている。平成10年5月に埋立が終了する時には、面積：約44,500㎡ 許可容量：約42万㎡の規模となっていた。しかし、実際には、許可容量の倍に当たる約70万㎡以上もの埋立を行っていたことが調査等で想起されている。県の調査で分かっているだけでも、硫化水素やダイオキシンをはじめ環境ホルモンであるビスフェノールA、水銀などが基準値を大きく上回って検出されている。有害物が地下水に紛れ込んでいたり、ダイオキシンは基準の14倍も、水銀は基準の56倍も検出されている。

県はようやく周辺市民等の声に押されて、解決するためにRD社に対し、平成13年12月に4項目(1.平成10年実施した深堀箇所を是正する 2.水処理施設を改善し、場内の汚染水と浸透水の水処理 3.団地側法面の法すそを20m以上後退させ悪臭発散を防止する 4.措置の実施に先立ち、沈砂池を設置し、汚濁水の処理)の改善命令を出し、平成17年6月に全ての改善命令を履行させた。ところが、その後の住民団体による元従業員の聞き取りにより、許可品目以外の工場からの有害な廃液や灰などを入れたドラム缶を大量に埋めていたことが明らかになり、掘削調査でドラム缶多数が発見されることになった。(平成17年9月)県は、平成18年4月にRD社及び社長に対し、①ドラム缶、一斗缶、ポリタンク及び木くずの撤去 ②周辺汚染廃棄物土の除去 の措置命令を出す。ところが、この年6月にはRD社破産手続開始が決定される。

平成18年7月になると、新幹線問題とRD社処分場問題解決等を公約にした嘉田県政となり、事態は、解決を目指し、大きく動いていく。平成18年12月からRD最終処分場問題対策委員会を立ち上げ計15回も開催し、一定の方向性を練り上げ、平成20年5月県議会で、実施計画策定の基本方針公表している。そして、5月に、RD社に対し、4項目(1.埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること 2.埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること 3.発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること 4.使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること)の措置命令を出し、7月には、周辺地下水の汚染防止の措置命令を出している。

しかし、RD社が措置命令違反をするので、平成20年9月RD社代表取締役を刑事告発している。(罰金100万円確定) 事態が進展しないので、県は代執行として、平成22年1月～3件の工事を1億円かけて実施している。内訳は、焼却施設撤去工事、水処理施設修繕工事、仮設シート・環境改善・室内仮置廃棄物保管対策・水路補修である。さらに、完全な支障除去を行い現状回復のために、有害物調査検討委員会(計8回)を立ち上げて解決のために検討し、実施計画を作っていた。県は、佐野氏に対し費用の請求をしているが、回収できたのは数百万円にとどまっている。

この間の市民の要望、近隣市民との懇談、話し合い、さらに説明会は、数えきれないくらい行われたという。問題発覚から15年ほど経って、ようやく問題解決に大きく前進している。

平成24年9月からは、環境大臣の同意を2回に亘って得て、産業廃棄物特別措置法の承認を受け、一次対策工事（2.4億円）を実施し、現在、二次対策工事（70億円）を実施中である。産業廃棄物特別措置法とは、香川県・豊島の産廃不法投棄をきっかけとして、平成15年から平成24年度までの時限立法として制定されたもので、産廃を排出する事業者の責任を強化するとともに、過去に不法投棄された特定産業廃棄物の原状回復を促進するための法律で、国の財政支援を明確にしている。計画策定時の見込み以上の量が確認されたために、平成34年度まで延長された。

なぜ、責任者が放任されるの！

今回の問題は、もちろんRD社が全面的に悪い。会社や役員に現状回復してもらいたい。しかし、全国どこでも、行き詰ると破産などで逃げてしまう。結局、行政が乗り出し、公金＝税金が使われてしまう。巨悪を罰して牢獄に入れる制度が存在しないのだ。日本は本当に法治国家かと言いたい。行政の責任も大きい。一旦許可を与えると監視が疎かになり、問題が大きくなって初めて気づく場合が多々ある。産廃特措法に基づく特定支障除去等事業は、香川県の豊島など18に上っていることがそれを物語っている。

（山下 宗一記）

松山市の産廃埋め立地の事例（その1）

栗東市と同じような事件が松山市で生じ、私は平成24年から一委員として解決策を議論する場に参加しています。この産廃処分場は昭和61年に（株）レッグが愛媛県に管理型処分場を届けるところからスタートしているから、栗東町の7年後ですがまだ届け出制であったのです。これを受理する場合に（後でわかったことですが）、県の担当者が埋立地の底に開渠式の幅約1m程度の農業用水路が走っているのに、この付け替えをきちんと指導しなかったため、レッグは簡単な“蓋”をしてその上に約30mもの廃棄物を埋立続け、約30年後の平成23年になりこの“蓋”が割れていることが表面化し、付近に集中豪雨があった時中に溜まっていた汚水が流れ出したのです。“蓋”の上部にある遮水シートが破損したと思われる。

滋賀県もそうですが、当時都道府県には廃棄物処理に詳しい技術職員はいなかったもので、簡単に見える農業用水路の付け替えの大切さに気づけなかったのです。当時からこの届け出があった場合、関連市町村の意見を聞く制度があったので、松山市は「この指導をきちんとする必要がある」との意見書を提出したのですが、県の担当者は無視したのです。

平成10年に松山市が中核市に昇格したのと、立地していた北条市が松山市に合併したのに伴い、この処分場の管理責任は松山市に移行しました。それで松山市が解決策を考えなければならなくなったのです。張本人のレッグが責任を負うのは当然なのに“お金がないから水処理装置の運転も出来ない”と責任放棄してしまったのです。RD社は倒産という手を使いましたが、レッグはなぜかその手は使わず現在も会社は存続し、名目上の社長が矢面に立たされ儲けた元社長達は“よく眠って”います。

RD社の事例と同じく多額の税金を使わざるを得ないので、松山市も特別措置法を適用してもらおうべく、専門家とごみ・環境問題に詳しい市民が入った委員会を設けました。レッグは“遮水シートは破損していない”などと逃げるので、松山市側が破損していることとそこからの汚水であることを証明するため多額の費用がかかるボーリング調査などをして、「遮水シートが破れた疑いが強い」ということは証明できました。

でもこれだけでは環境省はお金をくれず、放置するとどのような悪影響があるか？ということと、それを防ぐ対策とそのおおよその費用の見積もりをする必要があるのです。シートと農業用水路の“蓋”の破損は全体の一部ですから、いつも汚水が出てくるわけではなく、普段は水処理施設に流入してきて、大雨が降った時ぐらいしか出てこないから「悪影響がある」ことを証明するには埋立地内に油分や有害物質がかなり存在することや“山崩れ”の恐れがあるなどを示す必要があるのです。そこでこれらの専門的な調査が出来る日本環境衛生センターに委託すると、油分を多量に含んだ汚泥が広範囲に埋立てられていることがわかったのです。

これらの専門的調査を見て、工場から出る公害物質の調査に比べ、多額の費用がかかる高度な専門調査が必要になることがよくわかりました。RD社の第一次費で2.4億円、二次では70億円にもなっていますが、これは悪影響を除去するために必要な対策費であり、原因調査費ではありません。このお金は恐らく数億円になっていると思われませんが、RD社のケースでは県が出していると思います。レッグのケースでは初期は県の管轄事項であったので、委員会では県の負担も必要であると言ったところ、県も対策費の3割程度を負担してくれることになりました。

(森住 明弘記)

「街づくり夢基金」助成事業の締めくくりは餃子の料理教室

私達「大阪ごみを考える会」は、「シティズンホームライフ協会」（代表理事：小寺悦子）と共に、2014年度「街づくり夢基金」（代表：佐藤厚子）の助成を受け、「大阪の食品残渣を活用した農畜産物材料利用の手作り餃子の試食会」を4回（第1回 2月26日（木）クレオ大阪、第2回 4月25日（土）寝屋川市民会館、第3回 5月17日（日）羽曳野子どもまつり、第4回 7月12日（日）豊中駅前七夕まつり）実施してきました。

この事業の最後に締めくくりとして、9月8日（火）大阪ガスハグミュージアム（大阪市西区千代崎）4階キッチンスタジオにて、料理教室を開催しました。ここは2015年1月にオープンした、とても明るく清潔なキッチンスタジオです。この会場については、筆者が幹事として関わっている「アジェンダ21 すいた」の同じ幹事を大阪ガスの社員が担当しておられた縁で、幸いにも無料でお借りすることができました。大阪ガスでは、積極的に市民団体とコラボする姿勢を取っておられます。



大阪の食品残渣を活用した農畜産物材料とは、犬鳴豚や有機野菜などをいう

今回の事業では一貫して犬鳴豚や有機野菜を使用、4回の試食会でも、焼き餃子の中身に若干の違いがありましたが、同じ種類の餃子を出してきました。料理教室でも、同じメニューで餃子を作ってもらい、参加者の反応を見ることにしました。

料理教室の目的は、食品残渣を利用した地元産の農畜産物材料がトレーサビリティがしっかりしていて、しかもおいしいという事を知ってもらい、実感してもらうことです。



趣旨説明をする小寺さんと左は講師の加山さん

「シティズンホームライフ協会」の会員でもある加山 渉氏（有機野菜の栽培と、和風レストランで料理人をしておられる）を講師に迎え、一般参加者を募集したところ、18名の参加者を得て、7名のスタッフが運営に当たりました。なお、参加費は無料としました。

最初に、当会理事長の森住明弘氏から挨拶があり、ハグミュージアムのスタッフから最新式のガスコンロの使い方など調理室の説明がありました。次に、講師の加山さんから、メニューに従って調理の説明があり、「羽のある餃子の焼き方」など料理のコツなども伺うことができました。参加者は主婦が多く、男性も手慣れた方が参加され、手際よく、調理は進みました。いよいよ試食となり、テーブルごとに話もはずみ、なごやかに美味しくいただきました。この日のメニューは上の通りでした。

****料理教室のメニュー****

○餃子3種類

1. りんごあんの揚げ餃子
2. 玉子あんの揚げ餃子
3. 焼き餃子（豚ミンチ・浅漬け・白菜・オクラ他）

○オクラとうもろこしのお浸し

○万願寺とうがらしとじゃこの炒め煮

食品残渣に対する認識が深まる



参加者の感想は、「羽のある餃子の焼き方がわかって嬉しい。家でも試してみる。」「新鮮なとうもろこしはゆでなくても美味しいことがわかった。」「浅漬けやオクラなども餃子の具になるのを知った。」「揚げ餃子の包み方が変わっていて見た目も楽しいので、家でも取り入れる。」「3種類の餃子はどれも美味しかった。」「プロの料理人から料理を教わるというので、構えて来たが、簡単においしくできるコツを教えてもらえて良かった。」「食品残渣をえさや肥料にできることがわかった。認識を新たにした。非常に美味しかった。」「新鮮な地場有機野菜はおいしい。」

他にも、食品残渣というと、イメージが悪かったが、食品残渣が出る私たちの食生活を見直さなければならぬのではとの意見もあり、参加者の皆さんの食品に対する視野が広がり、この料理教室開催は一定の成果を生み、成功したと思えました。加山さんが自ら栽培した野菜の販売も完売して、皆さん、参加して良かったとの感想を述べていただき、終了しました。

（水川 晶子記）



犬鳴豚でおなじみの川上さん、表彰される！

「平成27年度 エコフィードを活用した畜産物生産の優良表彰式」（11月13日）において、有限会社関紀産業（犬鳴豚牧場）は、公益社団法人中央畜産会から特別賞を授与されました！！